

## 氷見市三世代同居・近居奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号)第22条の規定に基づき、氷見市三世代同居・近居奨励補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三世代同居 三世代以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で居住している状態をいう。
- (2) 三世代近居 三世代以上の直系親族が、同一の小学校区又は直線距離で2km以内に居住している状態をいう。
- (3) リフォーム工事 居住の用に供する部分の増改築及び改修をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、三世代同居又は三世代近居を促進し、子育て環境の充実、コミュニティの維持及び定住人口の増加を図るため、市内において、三世代同居又は三世代近居をするために住宅(共有に係る住宅については、その持分が2分の1以上であるものに限る。ただし、申請者と生計を一にするものの持分を加算することができる。以下この条において同じ。)を取得した者又は三世代同居をするために所有する住宅(同居者が所有する住宅を含む。)のリフォーム工事をした者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 三世代同居又は三世代近居をするために住宅を取得した日(登記簿において当該取得した登記原因の日付欄に記録されている日(登記を必要としない場合にあつては、これに相当する日)をいう。以下同じ。)又は住宅のリフォーム工事が完成した日から1年後の日までの間において、次のいずれかに該当する者
  - ア 取得した住宅で三世代同居をしている者
  - イ 取得した住宅に居住し、三世代近居をしている者
  - ウ リフォーム工事をした住宅で三世代同居(リフォーム工事が完成した日前から三世代同居をしていた場合は、次に掲げる場合に限る。)をしている者
    - (ア) リフォーム工事が完成した日の前後1年以内に出生(母子健康手帳等により確認できる場合は出生予定を含む。)又は転居により新たに当該世帯に属することとなった者(当該世帯において新たな世代となる者に限る。)が同居していること。
    - (イ) リフォーム工事が完成した日の前後1年以内に婚姻した夫婦(最も若年の世代に限る。)が同居していること。
    - (ウ) リフォーム工事が完成した日の前後1年以内に新たに当該世帯に属することとなった夫婦(最も若年の世代に限る。)が同居していること。

(2) 市内に居住している者

(3) すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、当該世帯に属する者が当該住宅についてこの要綱又は氷見市住宅リフォーム支援補助金交付要綱による補助金の交付を受けている場合は補助金の交付対象としない。

(補助金の金額等)

第5条 補助金の金額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 三世代同居をするために住宅を取得した場合 30万円

(2) 三世代近居をするために住宅を取得した場合 10万円

(3) 三世代同居をするために住宅のリフォーム工事をした場合（市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約を締結して施工した場合に限る。） リフォーム工事に要した費用に2分の1を乗じて得た額と50万円のいずれか低い額

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、住宅を取得した日又はリフォーム工事が完成した日から1年を経過した日（その日が氷見市の休日を定める条例（平成元年氷見市条例第3号）第1条に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに市長に提出するものとする。

(1) 第4条第1項ア、イに該当する者

ア 対象住宅の登記事項証明書その他の住宅を取得した日を証する書類

イ 三世代同居又は三世代近居の対象となる世帯の住民票

ウ 個人情報の取扱いに関する同意書

エ 氷見市三世代同居・近居奨励補助金申請に関する誓約書

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 第4条第1項ウに該当する者

ア 住宅のリフォーム工事が完成した日を証する書類

イ 住宅のリフォーム工事に係る費用の支払証拠書類

ウ 住宅のリフォーム工事の施工前の写真、完成後の写真

エ 個人情報の取扱いに関する同意書

オ 氷見市三世代同居・近居奨励補助金申請に関する誓約書

カ その他市長が必要と認める書類

(交付の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた者が、住宅の取得の日またはリフォームが完成した日から3年以内に第4条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) 住宅の取得の日またはリフォームが完成した日から3年以内に交付対象者又はその世帯員が市税を滞納したとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に行われた住宅の取得及びリフォーム工事について適用する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた住宅の取得及びリフォーム工事については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行し、平成28年4月1日以後に行われた住宅の取得及びリフォーム工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに住宅を取得及びリフォーム工事が完成したものについては、なおその効力を有する。